

## 令和6年度フカキ夢・ひとつづくりグローバル人材育成研修事業に係る 事業者募集要項

### 1. 目的

フカキ夢・ひとつづくりグローバル人材育成研修事業実施要綱に基づく研修の実施事業者を募集します。

### 2. 契約の概要

#### (1) 事業名

令和6年度フカキ夢・ひとつづくりグローバル人材育成研修

#### (2) 事業の内容

別紙1「令和6年度フカキ夢・ひとつづくりグローバル人材育成研修事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

#### (4) 履行場所

市が指定する場所（詳細は仕様書を参照）

#### (5) 事前研修業務委託費限度金額

376,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 応募資格

#### (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

イ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被  
補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を  
得ていないもの

エ 破産者で復権を得ない者

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれ  
かに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2  
年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは  
入札代理人として使用する者

#### (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生 手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、 同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第 1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出す

ることにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の課税を滞納していないこと。
- (6) 見積書の提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 見積書の提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例 1 号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (9) 令和 6 年度泉大津市入札参加資格があること。

#### 4. 実施スケジュール

募集開始	令和 6 年 4 月 5 日（金）
質疑書提出期間	令和 6 年 4 月 5 日（金）～12 日（金）午後 5 時
質疑書回答日	令和 6 年 4 月 15 日（月）
見積書等提出期間	令和 6 年 4 月 16 日（火）～25 日（木）午後 5 時
結果通知・結果公表	令和 6 年 4 月 30 日（火）

## 5. 応募方法

「3. 応募資格」を満たし、見積の提出を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

### (1) 提出書類

- ①見積提出書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③見積書（様式任意）

様式は自由としますが、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載してください。

また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成してください。

### ④企画提案書（様式任意）

仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成してください。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

郵送、電子メール、もしくは持参により提出してください。

### (4) 提出期限

令和6年4月16日（火）から令和6年4月25日（木）午後5時まで

郵送及び電子メールによる提出の場合は、令和6年4月25日（木）午後5時必着でお願いします。（郵送の場合、一般書留又は簡易書留で送付してください。）

持参の場合は、泉大津市役所の閉庁日（土・日曜日）を除く、平日の午前9時から午後5時までの時間帯にお越し願います。

### (5) 提出先

泉大津市政策推進部政策推進課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131（代表）

E-mail：[seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp)

### (6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された書類の修正又は変更は認めません。
- ②提出された書類は返却しません。

### (7) 質疑の提出及び回答

- ①提出期間 令和6年4月5日（金）から令和6年4月12日（金）午後5時まで
- ②提出方法 質疑書（様式3）に質疑内容等を記載し、以下の送付先に電子メールにて送付してください。なお、電子メールの件名は、【質疑：会社名】としてください。

- ③提出先 泉大津市政策推進部政策推進課  
[seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp)
- ④回答日 令和6年4月15日(月)
- ⑤回答方法 各事業者より提出された質疑への回答は、とりまとめのうえ「質疑回答書」を作成し、本市ホームページに掲載します。

## 6. 契約候補者の選定方法

### (1) 選定方法

「3 応募資格」を満たし、仕様書の業務内容を踏まえた企画提案が審査のうえ、業務費限度額内で最も低額の見積を提示した者を契約候補者とします。

ただし、契約候補者が「7 応募者の失格」の要件に該当することが判明した場合は、次の順位の者と交渉します。

また、業務費限度額の範囲内で最も低額の見積を提示した者が複数あった場合は、市において定めた日時にくじ引きを行い契約候補者を決定します。くじ引きの実施日は市から通知します。

なお、応募者が1者のときでもその応募者を契約候補者とします。

### (2) 結果通知について

応募者に対して、結果を通知します。

### (3) 結果の公表について

契約候補者の名称と、全応募者の見積金額を、本市ホームページで公開します。

## 7. 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、本市が失格と認めた場合
- (4) 見積提出の公平性を害する行為があり、本市が失格と認めた場合
- (5) 応募者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、本市が失格と認めた場合
- (6) 見積提出に当たり著しく信義に反する行為があり、本市が失格と認めた場合

## 8. 応募に関する経費

応募に関する必要経費は、応募者の負担とします。

## 9. 中止等

やむを得ない理由等により、事業を実施することができないと認めるときは、事業者の

募集を中止または取り消す場合があります。

その場合においては、要した経費を本市に請求することはできません。

## 10. 契約について

### (1) 業務委託契約書

別紙2「業務委託契約書（案）」のとおり

## 11. その他

本件に関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。

## 12. 問い合わせ先

本業務に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

泉大津市政策推進部政策推進課：竹村、中山、丸山

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131

E-mail：[seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp)

## 附 則

この要項は、令和6年4月5日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。